

免除申請書の記入に当たって

1 観覧料免除申請について

- (1) 「大学生、高校生等」には、学校教育法第1条に定める学校のうち高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、大学（短期大学及び大学院を含む。以下同じ。）及び高等専門学校に就学する者のほか、同法124条の専修学校、同法134条の各種学校、同法以外の法令に基づく大学校及び職業能力開発促進法に基づく職業能力開発施設、認定職業訓練施設に就学する者を含みます。
- (2) 「引率者」とは教諭、助手その他の実質的引率者を指し、同行の保護者等を含みません。なお、同行の保護者等は一部免除の対象となる場合があります。
- (3) 免除申請の理由の「ア～ウ」に該当する場合の「参加者」としては、
 - ・社会福祉施設の主催により当該施設の入所者（通所者を含む）が観覧するときの当該入通所者
 - ・社会福祉協議会の主催により在宅心身障害者が観覧するときの当該在宅心身障害者
 - ・社会教育法に基づき図書館・公民館等社会教育施設が行う青少年及び成人に対する組織的な教育活動の一環として観覧するときの当該青少年又は成人等（いずれも大学生・高校生等を除く）を想定しています。
- (4) 免除申請の理由の「エ その他」に該当するのは、
 - ・国及び地方公共団体並びに学校教育法第1条の学校が行う職員等研修の一環として観覧する場合
 - ・小・中・高校長会、小・中・高校教育研究会等学校教育と密接な関係を有する市町村単位以上の組織団体が行う研修の一環として観覧する場合
 - ・報道関係者又は当館の関係機関の職員が業務上観覧する場合
 - ・その他当館の実情に応じ館長が免除を適当と認める場合です。

2 撮影等料金免除申請について

「免除申請の理由」としては、

- ・国の事業の用に供する撮影等である場合
- ・地方公共団体が行う教育、学術又は文化に係る事業の用に供する撮影等である場合
- ・当館の広報又は実施事業の普及啓発に資する撮影等であって学術研究用論文、刊行物、新聞に当館所蔵品であることを明記して掲載するとき
- ・県がウェブサイト上に設けたとちぎデジタルミュージアムにおいて公開した博物館資料であって自由にダウンロードできるものとして公開したもの以外のものについて、営利を目的とせず当館の所蔵品であることを明記して改変を加えずに利用する場合等を想定しています。